

特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、東部地区道路街路灯 LED 化工事に適用する。

2 業務管理

受託者は、契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合書及び関係法規を遵守し正確に施行しなければならない。

3 履行期間

本委託の履行期間は、令和8年3月31日までとする。

4 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に知らせてはならない。

5 疑義

業務遂行上、疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

6 通行制限

作業実施にあたり、道路の規制が必要な場合は、道路通行制限願を申請し許可を得てから行うこと。また、周知徹底をすること。

第2章 作業内容

1 道路照明の交換

田中 220 号線	: 7 基	県・東深井線	: 1 基
和 310 号線	: 3 基	白鳥神社線	: 6 基
県・祢津線	: 1 基	県・東中線	: 1 基
田中 54 号線	: 1 基	常田・新張線	: 1 基
東部・望月線（田中駅周辺）	: 10 基		
東部・望月線（田中商店街周辺）	: 54 基		
海野線、田中・西海野線	: 21 基		

2 道路照明種類

別紙内訳書記載の器具の品番は参考品番であるため、同等品相当以上のものとする

第3章 打合せ及び検査

1 打合せ

受託者は、それぞれの業務において設計書に示された打合を監督員と実施し、作業の進捗に支障の無いようにするものとする。原則として打ち合わせ回数は設計変更の対象としない。

2 検査

受託者は、作業中絶えず点検及び、品質管理を行い、作業の段階においては、全体的な検査を行うものとする。

3 成果品

竣工図書 2部（内電子媒体1部）